

写

資料 1

7 平環政第 6 5 8 号
令和 7 年(2025 年) 8 月 8 日

平塚市廃棄物対策審議会
会長 原田 一郎 様

平塚市長 落合 克宏

平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 9 条の規定に基づき、次の事項を諮問します。

記

1 平塚市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて

以 上
(事務担当は環境政策課資源循環担当)

諮問 平塚市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて

(理由)

平塚市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づく法定計画であり、区域内の一般廃棄物処理に関して、長期的視点に立った基本的な方針を定めています。

本計画では令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間として、中間目標年度である令和7年度に必要な応じて計画を見直しするとしています。

このたび、中間目標年度における、計画の進捗状況を反映するとともに、国等の動向（「第5次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）の策定」等）を踏まえた見直しが必要となっております。

つきましては、これまでの成果及び社会状況の変化等を踏まえて、本計画を見直し、素案としてとりまとめましたので、循環型社会の形成、脱炭素社会の実現などの視点から審議会の御意見をいただきたく諮問します。

以 上